

## 一般社団法人 SND 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年3月1日～令和11年2月28日までの5年間
2. 内容

目標1：毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

### <対策>

- 各年 4月頃 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 4月頃 問題点や改善点の有無について社内で検討  
(問題点があった場合)社内で改善のための取組を検討し、実施する

目標2：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

### <対策>

- 令和6年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年4月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和8年4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施  
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標3：出産や子育てによる退職者について再雇用制度の実施を検討する。

### <対策>

- 令和8年4月～ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を検討
- 令和9年4月～ 就業規則等明文化する。
- 令和10年4月～ 施行実施する。

目標4：子どもを育てる労働者が利用できる始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り上げの制度利用を促進する

- 令和7年4月～ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年4月～ 社内報などでキャンペーンを行う

目標5：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年3月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年3月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定

目標6：テレワークを導入し、週1日程度のテレワークを促進する。

<対策>

- 令和6年4月～ 社内検討委員会を設置し、対象業務や対象者、ルール等について検討
- 令和7年3月～ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 令和8年4月～ 本格導入

目標7：計画期間内に、男性従業員の育児休業の取得者を80%以上にする。

<対策>

- 令和6年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施本格導入
- 令和6年4月～ 制度内容等について社内報などにより従業員に周知